

平成30年11月30日
資 料 提 供

総 務 課 行政情報サービスセンター 担当者： 鏡屋 電話 内線 3384 直通 225-1236

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の不存在決定に対する異議申立てに係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成30年10月15日に開催した石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第208号（諮問案件第262号）

- （1）平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図内に記載されているNo. 1～6の測量基準点の測量成果に関する公文書
 - （2）平成18年に貯水池内の横断図測線位置を決定し、A社に貸与されたB社の成果品に関する公文書
- に係る公文書不存在決定に対する異議申立てについての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第208号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第262号）
 - （1）平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図内に記載されている No. 1～6の測量基準点の測量成果に関する公文書（以下「本件公文書1」という。）
 - （2）平成18年に貯水池内の横断図測線位置を決定し、A社に貸与されたB社の成果品に関する公文書（以下「本件公文書2」という。）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定
- 3 担当課（所）
土木部 河川課
- 4 異議申立て等の経緯

（1）H27. 2. 19 公開請求	（4）H30. 6. 15 諮問
（2）H30. 3. 5 公開決定	（5）H30. 11. 30 答申
（3）H30. 4. 23 異議申立て	
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>（1）本件公文書1</p> <p>異議申立人は、平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務委託（以下「地形図修正業務委託」という。）の成果品である平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図（成果品では平成23年度となっているが、正しくは平成24年度）内に昭和40年代に設置されたとされる No. 1～6の測量基準点が記載されているが、当時の測量成果品がなければ記載が不可能であるか、記載する際に世界測地系により再測を実施したはずであると主張している。</p> <p>当審査会が、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業距離標設置業務委託（以下「距離標設置業務委託」という。）の成果品である地形図を見分したところ、通常、地形図には測量基準点が記載されていると実施機関が述べているとおり、この地形図にも測量基準点が記載されており、地形図修正業務委託に記載されている測量基準点は、修正する基となった測量基準点が記載された過去の地形図から転写したとする実施機関の主張に不自然な点は見当たらない。</p> <p>また、平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基準点測量業務委託（以下「基準点測量業務委託」という。）で補助基準点を設置した際に No. 2～5の測量基準点を利用していると実施機関は述べているが、この測量業務委託の成果品である補助基準点はプラスチック製であり、距離標がコンクリート製の杭であるのに比べ、仮の測量基準点であることをうかがわせる杭であることから、測量基準点を利用した際の成果も含め基準点測量業務委託の成果品は、ダムの工事及び距離標（ダム完成後に実施している堆砂測量の際に必要な杭）の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>（2）本件公文書2</p>

	<p>異議申立人は、不存在とされた B 社の成果品（基準点測量業務委託）は、同年度に A 社が実施した距離標設置業務委託を行うための測量解析（基礎データ）として作られたものであること、また、同じ年度に実施された距離標設置業務委託の成果品が保管されていることから、B 社の成果品が保管されていないはずはないと主張する。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、この業務の成果品である補助基準点はプラスチック製であり、距離標がコンクリート製の杭であるのに比べ、仮の測量基準点であることをうかがわせる杭であることから、基準点測量業務委託の成果品は、ダムの工事及び距離標（ダム完成後に実施している堆砂測量の際に必要な杭）の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第208号

答 申 書

平成30年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年2月19日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

- （1）平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図内に記載されているNo. 1～6の測量基準点の測量成果に関する公文書（以下「本件公文書1」という。）
- （2）平成18年に貯水池内の横断図測線位置を決定し、A社に貸与されたB社の成果品に関する公文書（以下「本件公文書2」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年3月5日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、保管されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年4月23日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年6月15日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）本件公文書1

平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図に記載されていたNo. 1～6の測量基準点の根拠となる測量成果について公開を求めたものである。平面図は平成17年度にC社により作成されたもので、その後に平成18年度にダム施設の詳細設計を行ったD社により切り盛り土工による地形修正がされたものである。そして施工が完了した時点の平成24年度にB社により施工結果の地形状態を測量して確認し、再修正が行われたはずのものである。

説明によれば、この6点の地点は昭和40年代にB社が請け負った業務により設置されたものであるとのことである。そうしたデータが平成24年度の成果の中に平成23年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務平面図として書き込まれているのである。

昭和40年代であれば、測地系は日本測地系であり、平成17年度の成果は世界測地系に基づくものであるはずであり、当時の成果品がなければ記載は不可能であるか、記載する際に世界測地系により再測を実施したはずであり、そうした成果が存在しないはずはない。

(2) 本件公文書2

A社にB社から提供された辰巳ダムの横断測線の中心線形を決定したデータである。平成18年度のA社の成果品の中の打ち合わせ簿に記載されていたB社から貸与を受けたと記載されている測線配置計画データであり、その成果を含むB社の成果品資料である。

成果品は電子納品されているはずであり、今後ダム供用期間の間使用されていく永久保存されていかなければならないものであり、保管されていないはずはない。

また、不存在とされた資料は、同年度に別業務の測量解析として行われたわけであり、成果品が保管されていないはずはない。現に平成18年度の他の成果品は公開されているわけであり、保管されていないことはあり得ない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書1

異議申立人が主張している「平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図」(成果品では平成23年度となっているが、正しくは平成24年度)とは、「平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務委託」(以下「地形図修正業務委託」という。)の成果品のことを指しており、当該業務では、試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所調査及び定期横断箇所の調査並びに定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所の調査等を行い、貯水池地形図の修正を行ったものである。

成果品である「平成24年度辰巳ダム地形修正業務平面図」中には、No. 1～5(異議申立人は、図中にNo. 1～6が記載されていると主張しているが、正しくはNo. 1～5)の測量基準点(現地にはコンクリート杭を設置)が記載されているが、今回の地形図の修正にあたり、これらの測量基準点を用いての測量は実施していない。

通常、地形図には測量基準点を記載しており、今回の地形図においても過去の地形図に記載されたNo. 1～5の測量基準点を転写したものである。

これらNo. 1～5の測量基準点は、昭和40年代に設置したものと推測されるが、測量成果品は現在保存されていない。

また、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業基準点測量業務委託」（以下「基準点測量業務委託」という。）で、新たに補助基準点（現地にプラスチック杭を設置）を設置した際に、No. 2～5の測量基準点（現地のコンクリート杭）を利用したが、測量成果品は、保存期間の5年（石川県文書管理規程の別表第2、「契約その他権利義務に関する文書」に該当）が経過したため廃棄しており、現存しない。当該成果品は、ダムの工事及び距離標（ダム完成後に実施している堆砂測量の際に必要な杭）の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はない。

したがって、異議申立人の求める測量基準点の測点の根拠となる公文書は存在しない。

（2）本件公文書2

異議申立人が主張する「平成18年度のA社の成果品」とは、「平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業距離標設置業務委託（請負業者：A社）」（以下「距離標設置業務委託」という。）の成果品のことであり、当該業務は、基準点測量業務委託（請負業者：B社）でB社が設置した補助基準点（No. 2～5の測量基準点を基準に現地にプラスチック杭を設置）の測量成果を用いて、A社が河川横断測量のための距離標の位置を検討し、現地で測量を実施して辰巳ダムの貯水池両岸に距離標を設置したものである。

異議申立人は、B社からA社に貸与されたとする基準点測量業務委託の成果品について公開を求めており、「成果品は電子納品されているはずであり、今後ダム供用期間の間使用されていく永久保存されていなければならないものであり、保管されていないはずがない」と主張している。しかし、本県では、業務委託の成果品の保存期間を5年（石川県文書管理規程の別表第2、「契約その他権利義務に関する文書」に該当）としており、当該成果品についても同様である。当該成果品は、ダムの工事及び距離標（ダム完成後に毎年実施する堆砂測量の際に必要な杭）の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はなく、永年保存しておく理由はない。

したがって、異議申立人が求める公文書であるA社に貸与されたB社の成果品は存在しない。

なお、距離標設置業務委託の成果品については、保存期間を延長し、現在も保管しているが、距離標が亡失した場合等に距離標を再設置する際に必要となるためである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務

が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

- (1) 平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図内に記載されているNo. 1～6の測量基準点の測量成果に関する公文書である。
- (2) 平成18年に貯水池内の横断図測線位置を決定し、A社に貸与されたB社の成果品に関する公文書である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

(1) 本件公文書1

異議申立人は、地形図修正業務委託の成果品である平成23年度辰巳ダム地形修正業務平面図中に昭和40年代に設置されたとされるNo. 1～6の測量基準点が記載されているが、当時の測量成果品がなければ記載が不可能であるか、記載する際に世界測地系により再測を実施したはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、この主張及び次の主張について実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

当審査会が、距離標設置業務委託の成果品である地形図を見分したところ、通常、地形図には測量基準点を記載していると実施機関が述べているとおり、この地形図にも測量基準点が記載されており、地形図修正業務委託に記載されている測量基準点は、修正する基となった測量基準点が記載された過去の地形図から転写したとする実施機関の主張に不自然な点は見当たらない。

また、基準点測量業務委託で補助基準点を設置した際にNo. 2～5の測量基準点を利用していると実施機関は述べているが、この測量業務委託の成果品である補助基準点はプラスチック製であり、距離標がコンクリート製の杭であるのに比べ、仮の測量基準点であることをうかがわせる杭であることから、測量基準点を利用した際の成果も含め基準点測量業務委託の成果品は、ダムの工事及び距離標（ダム完成後に実施している堆砂測量の際に必要となる杭）の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

(2) 本件公文書2

異議申立人は、不存在とされたB社の成果品（基準点測量業務委託）は、同年度にA社が実施した距離標設置業務委託を行うための測量解析（基礎データ）として作られたものであること、また、同じ年度に実施された距離標設置業務委託の成果品が保管されていることから、B社の成果品が保管されていないはずはないと主張する。

しかしながら、前述のとおり、この業務の成果品である補助基準点はプラスチック製であり、距離標がコンクリート製の杭であるのに比べ、仮の測量基準点であることをうかがわせる杭であることから、基準点測量業務委託の成果品は、ダムの工事及び距離標

(ダム完成後に実施している堆砂測量の際に必要な杭)の算出に利用されるものであり、ダム完成後に廃棄してもダム施設の管理上支障はないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで約3年1カ月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月15日	○諮問を受けた。(諮問案件河第155号)
平成30年7月3日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成30年7月10日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成30年7月30日 (第294回審査会)	○事案の審議を行った。
平成30年9月6日 (第295回審査会)	○事案の審議を行った。
平成30年10月15日 (第296回審査会)	○事案の審議を行った。